

4月から70歳未満の人が入院したとき の高額療養費の支給方法が変わります

国民健康保険では、医療機関での治療費や入院費が高額になったとき、支払った額の一部を国民健康保険が負担し、個人の自己負担額を軽減する「高額療養費の制度」があります。

4月1日から、70歳未満の人が入院した場合、高額療養費の支給方法が変わるためお知らせします。

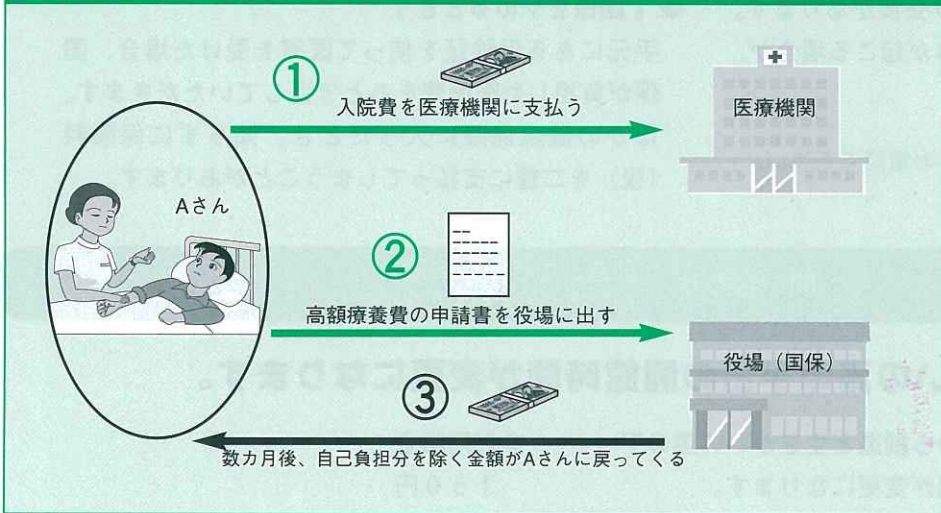
これまでの制度では、70歳未満の人が入院した場合、負担割合分の全額を医療機関窓口で支払い、その後の手続きによって、自己負担分を除く金額が戻ってくるというものでした。

今回の制度改正により、事前に交付を受けた「限度額適用認定証」を医療機関窓口で提示すれば、最初から自己負担分の金額だけ支払えば済むこととなります。

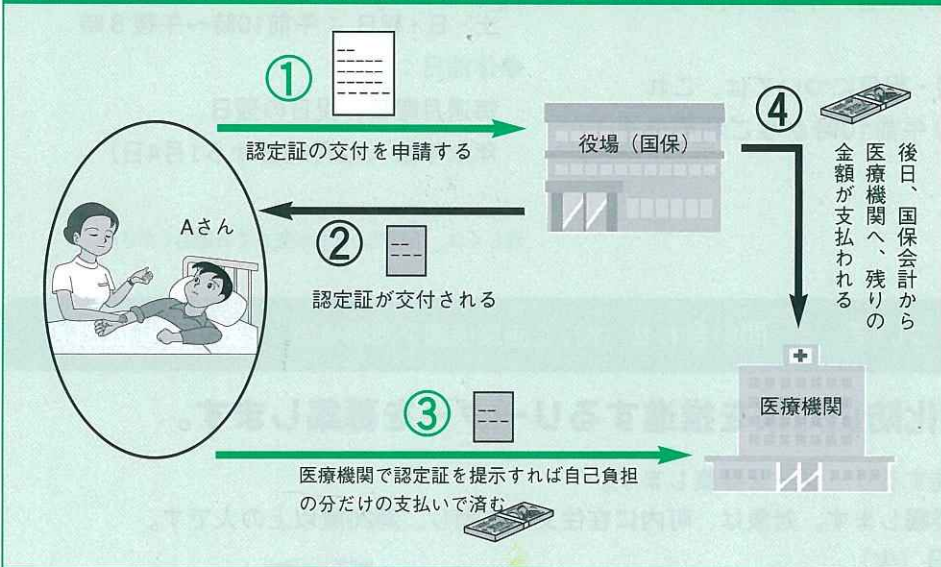
詳しくは、図Ⅰと図Ⅱに示しましたのでご覧ください。

ご不明な点は、本庁町民課または総合支所保健福祉課の国保担当までお問い合わせください。

図Ⅰ これまでの支給方法（平成19年3月31日まで）



図Ⅱ これからの支給方法（平成19年4月1日から）



* 図中の緑の矢印部分は、Aさんが行う手続き、黒の矢印部分は国保が行う手続きです。
* 入院以外の、「外来」や「複数の医療機関」への支払で限度額を超える場合は、これまでどおり図Ⅰの支給方法になりますのでご注意ください。
* 限度額適用認定証は入院の予定がなくても交付できます。役場本庁・総合支所の国保窓口までどうぞ。
* 国保税を滞納していない世帯の人が対象となります。



■ 本庁町民課国保年金係
☎ (56) 2224
■ 総合支所保健福祉課福祉係
☎ (58) 7071

◆自己負担の限度額表（月額）

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額※
一般	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1%	44,400円
上位所得者	150,000円+ (医療費-500,000円) × 1%	83,400円
住民税非課税	35,400円	24,600円

※ 過去12ヵ月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

自己負担限度額は所得区分によって異なりますので、あらかじめ国保に申請し、限度額適用認定証が交付されたことで窓口での支払額が自己負担限度額までになります。入院する場合は、忘れずに限度額適用認定証の交付を申請するようにしてください。申請時には国民健康保険被保険者証と認印をご持参ください。

狂犬病予防注射のお知らせ

問い合わせ

本庁町民課生活衛生係
総合支所住民課衛生係

☎ (56) 2222
☎ (58) 7070

◆狂犬病の予防注射を実施します。最寄りの会場へお出かけください。



かわいい

愛犬のために、忘れずに。

狂犬病は、人間を含むすべての哺乳類に感染する危険がある人獣共通感染症です。毎年世界中で5万人の死者を出していると言われていて、近年、日本人観光客が海外旅行中に感染し、帰国後に死亡した例も確認されています。愛犬の狂犬病予防のために予防注射を接種しましょう。

右記日程で実施できない場合は動物病院で行うようお願いします。

狂犬病予防注射は法律で定められています。

実施日	実施場所	実施時間
4月9日(月)	地名地域振興センター	9:30~10:00
	久野脇コミュニティ防災センター	10:15~10:35
	三津間集落センター	10:45~11:00
	瀬平集落センター	11:10~11:30
	下長尾地域振興センター	13:00~13:30
	下泉高齢者コミュニティセンター	13:40~14:00
4月10日(火)	元巻町河内消防会館	14:20~14:30
	高郷地域振興センター	9:00~9:45
	水川地域振興センター	10:00~10:30
	藤川消防会館	10:45~11:45
4月11日(水)	徳山コミュニティ防災センター	13:00~14:00
	久保尾・西村さん宅前	9:30~10:10
	梅高地域振興センター	10:30~11:00
	田野口消防会館	11:15~11:35
4月12日(木)	川根本町役場本庁	13:00~14:30
	奥泉地区集会所	9:30~10:00
	接岨・やまびこ資料館前	10:20~10:40
	大間・前川さん宅前	11:10~11:30
	沢間・鈴木さん宅前	13:10~13:40
4月13日(金)	川根本町文化会館	13:50~14:30
	富士城・ポンプ小屋前	9:30~9:45
	上岸茶工場	10:00~10:30
	田代区会館	10:40~11:00
	川根本町役場総合支所	11:10~11:50
	こぼと遊園地	13:10~13:30
	崎平地区集会所	13:50~14:10

*「地域振興センター・集落センター」などは集会所の正式名称です

スチール缶の分別収集について

問い合わせ

本庁町民課生活衛生係
総合支所住民課衛生係

☎ (56) 2222
☎ (58) 7070

◆4月1日からスチール缶を「資源」として分別収集します。



これまで、不燃物で収集していたスチール缶・一斗缶・かんづめなどを新たに資源として分別収集します。



注意事項

- ◆中身が残らないようにして出してください。
- ◆足で踏み潰さなくても収集できます。
- ◆家庭で使用する塗料の缶などは中身を使い切ったものを出してください。
- ◆さびのある缶も出せます。
- ◆スチール缶入れコンテナに出してください。

詳しくは平成19年度ゴミカレンダーをご覧ください。